

## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

### 1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年12月期

ア 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降

ア 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

## 2 任期付研究員条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

### (1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

### (2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

## 3 任期付職員条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

### (1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

### (2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

## 5 その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。